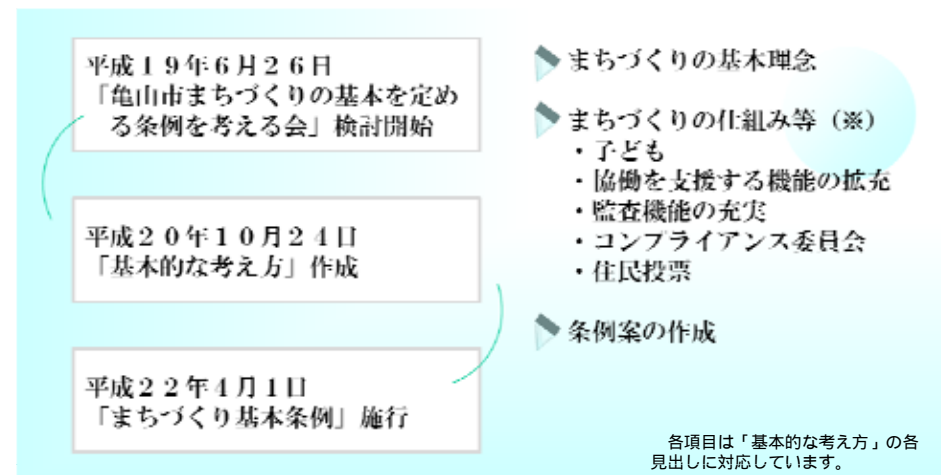


『亀山市まちづくり基本条例』についてご存知ですか？

平成22年4月に亀山市のまちづくりの基本的な考え方を定めた、『亀山市まちづくり基本条例』が施行されました。
現在、この条例の考え方による亀山市のまちづくりを進めるため、『亀山市まちづくり基本条例推進委員会』を設置し、議論を進めています。

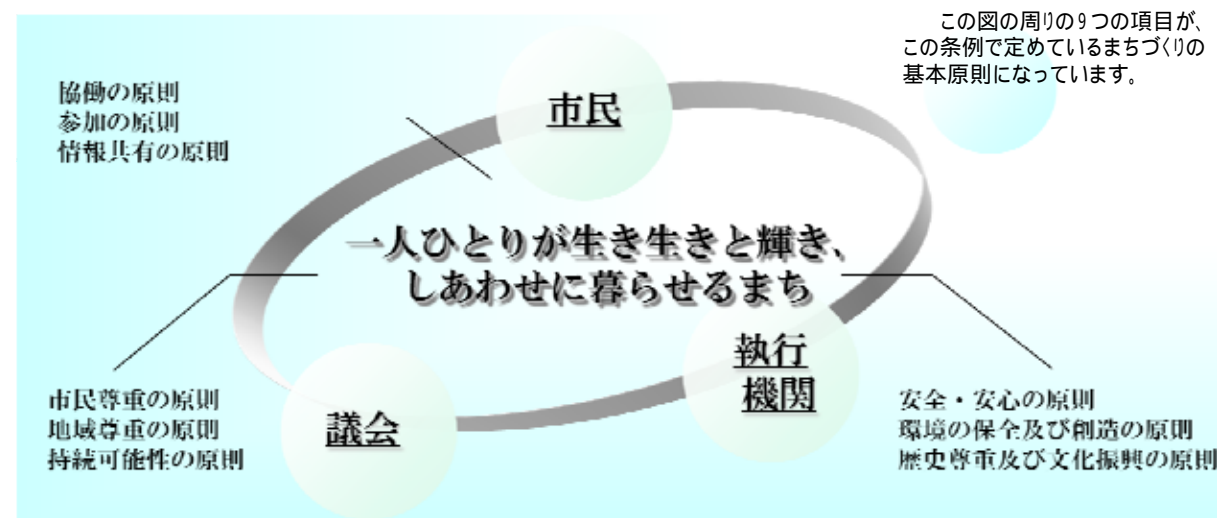
『亀山市まちづくり基本条例』のできるまで・・・

平成19年6月から約1年4ヶ月、『亀山市のまちづくりの基本を定める条例を考える会』の検討を経て、平成22年4月1日に亀山市のまちづくりの基本理念などを定める『**亀山市まちづくり基本条例**』が施行されました。



『亀山市まちづくり基本条例』のイメージ

平成22年4月にスタートした『**亀山市まちづくり基本条例**』は、市民・議会・執行機関の3者がお互いに尊重しあい、亀山市が、『**一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまち**』となるための考え方などを定めています。
このほかにも、市民・議会・執行機関の3者の権利や責務、基本原則（9つ）なども定めています。



この図の周りの9つの項目が、この条例で定めているまちづくりの基本原則になっています。

～平成22年度の開催状況～

第1回H22. 7. 8
第2回H22. 8.10
第3回H22. 9. 7
第4回H22.10. 8
第5回H22.11.10

第6回H22.11.22
第7回H23. 1.19
第8回H23. 2. 9
第9回H23. 2.24

合計9回の会議を開催しました。
この会議では、策定経過にある、『まちづくりの仕組み等』の5つの項目を中心に議論を行いました

この『亀山市まちづくり基本条例』を推進するために・・・

この『**亀山市まちづくり基本条例**』を推進するための具体的な推進方法などを検討するため、『亀山市まちづくり基本条例推進委員会』を設置しました。

～『亀山市まちづくり基本条例推進委員会』とは、こんな会議です～

- 公募で選ばれた2名を含む8名の市民委員と2名の有識者の合計10名の委員で作られています
- 委員の任期は、平成22年度・23年度の2年間です
- この委員会の役割は、平成22年4月に施行された『亀山市まちづくり基本条例』の、具体的な推進方法、この条例の見直しなどを、調査検討することです。

～平成22年度の『亀山市まちづくり基本条例推進委員会』の議論の結果～

子ども	協働を支援する 機能の拡充	監査機能の充実	コンプライアンス 委員会
「亀山っ子宣言」と、今の亀山市の子育ての取組についての検証	市民活動・地域活動と行政の間をつなぐ「中間支援機能」の必要性和、その実現の方法	行政評価・事業仕分けを、今後、より適切に行うために必要なことは何か	現在のコンプライアンスに関する要綱などの運用を検証
親自身で子育てをする意識を高める取組の検討	地域の活動を支える組織は、現在は地区コミュニティと自治会があるが、今後の地域活動を支える組織・単位はどうあるべきなのか。	外部監査の必要性	行政、議会の他に、市としてコンプライアンスを求めている対象や範囲
地域が支える子育ての範囲などのあるべき姿の検討	市民活動・地域活動を担える人材の確保・育成	今後の監査はどんなふうにするのがよいのか	将来的にも、まちづくり基本条例の改正あるいは、コンプライアンスに関する条例化の必要性
亀山市の子育てに対する考え方を示す、「子ども条例」の必要性	亀山市として、地域の課題を解決するための方向性		
子どもが、まちづくりに参加することができる仕組みづくり			

こうした推進委員会での議論の結果を、平成23年度に、行政において検討を行います。

（くわしくは亀山市H.Pをご覧ください。 <http://www.city.kameyama.mie.jp/>）

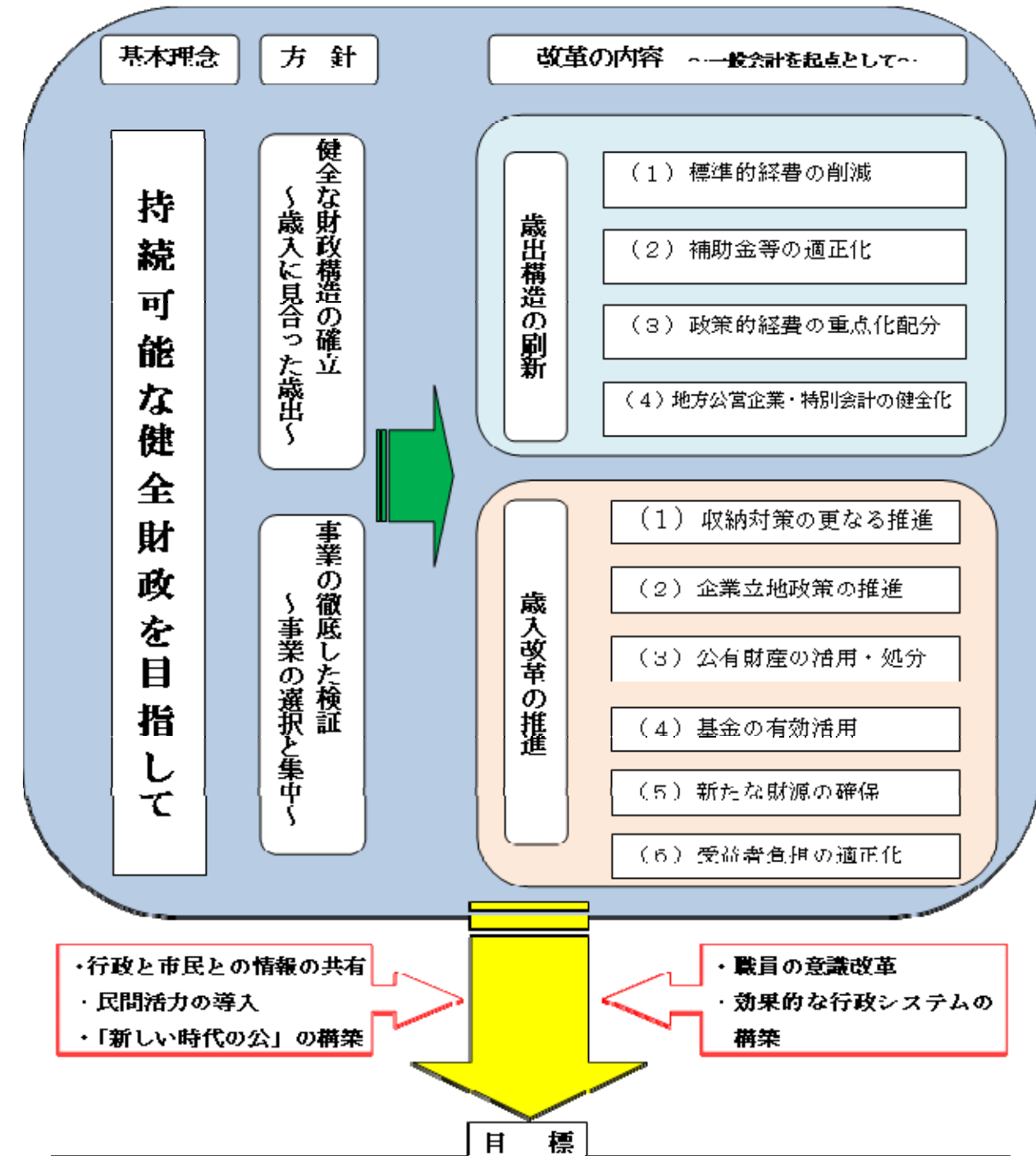
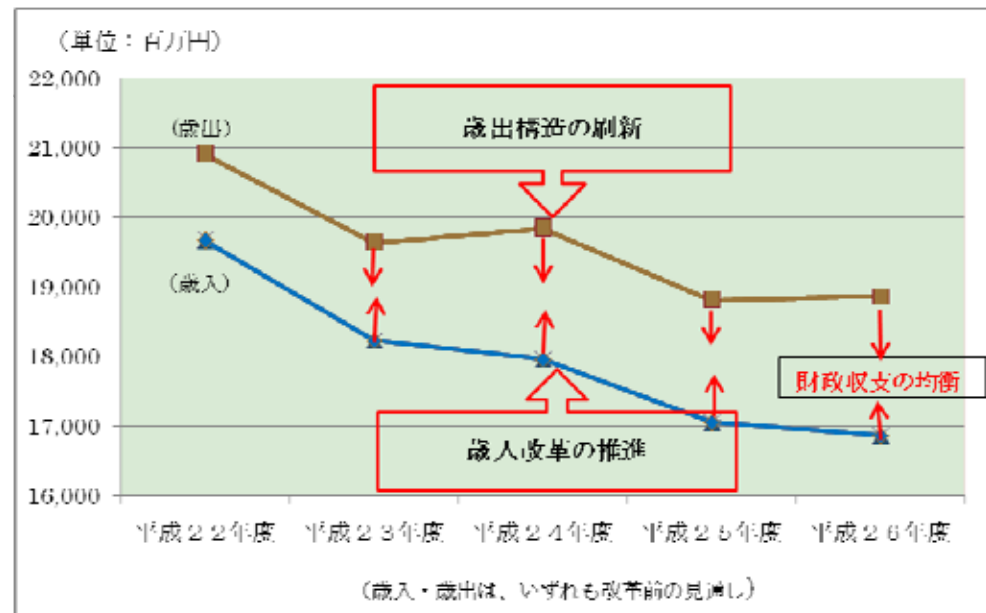
亀山市まちづくり基本条例のお問い合わせは
亀山市企画部企画政策室までどうぞ
TEL:0595-84-5123(直通)
FAX:0595-82-9685
e-mail:kikaku@city.kameyama.mie.jp

亀山市の財政見通しと「財政改革の基本方針」

近年の亀山市は、液晶産業の集積などから全国的に見ても財政構造の充実した時期でしたが、世界的な金融危機などの影響から、従来の標準的な財政規模へと変化しつつあります。
そうした状況を踏まえ、市では5ヵ年の「中期財政見通し」を作成しました。

中期財政見通し資料

(期間：平成22年度～平成26年度)		(単位：百万円)				
項 目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入	1 地方税	11,761	10,791	10,174	9,796	9,796
	2 地方交付税	419	743	874	1,106	1,106
	うち普通交付税	419	543	674	906	906
	3 国庫支出金	1,694	1,455	1,477	1,416	1,416
	4 県支出金	1,159	1,064	960	988	988
	5 市債	2,527	1,842	1,968	1,139	1,139
	6 その他	2,097	2,328	2,502	2,611	2,419
	うち減債基金繰入金	0	330	504	614	421
計		19,657	18,223	17,955	17,056	16,864
出	1 人件費	3,541	3,603	3,753	3,689	3,894
	うち退職手当	88	208	371	290	525
	2 扶助費	2,699	2,684	2,689	2,694	2,694
	3 物件費	4,074	3,906	3,898	3,851	3,818
	4 補助費等	1,109	1,135	1,046	1,033	1,032
	5 公債費	2,416	2,778	2,879	2,966	2,774
	6 普通建設事業費	4,426	2,996	2,946	1,845	1,845
	7 その他	2,630	2,528	2,623	2,725	2,805
	うち国保会計赤字補てん	130	0	33	83	136
計		20,895	19,630	19,834	18,803	18,862
歳入歳出差引額		1,238	1,407	1,879	1,747	1,998
削減目標額		—	500	500	500	500
(H23以降の削減累計)		—	(500)	(1,000)	(1,500)	(2,000)
削減後財源不足額 +		1,238	907	879	247	2
財政調整基金	前年度末残高	3,944	3,017	1,918	344	1,102
	取り崩し額	1,238	1,407	1,879	1,747	1,998
	積立額	311	308	305	301	300
	年度末残高 (削減後残高)	3,017	1,918	344	1,102	2,800
		(2,418)	(1,844)	(1,898)	(2,200)	



亀山市の特徴的な施策などについても、限りある財源を有効に活用し、最大限の効果を発揮できるような行財政改革を行い、「持続可能な自治体経営」の確立を目指しています。

亀山市行財政改革大綱のお問い合わせは
亀山市企画部行政改革室までどうぞ
TEL: 0595-84-5023(直通)
FAX: 0595-82-9685
e-mail: kikaku@city.kameyama.mie.jp

資料出典：
亀山市行財政改革大綱